

本交渉議事

日 時：令和6年12月25日（水）午前9時15分～9時35分

場 所：上本町共通会議室1

案 件：浄水場運転管理にかかる夜間異常事対応における勤務体制の見直しの実施時期の変更について

参加者：局 側：総務部長 他5名

組合側：委員長 他7名

内 容：

（局）

それでは、ただ今から、浄水場運転管理にかかる夜間異常時対応における勤務体制の見直しについて交渉を始める。

宿直制度導入の交渉に関しては、令和4年11月16日の本交渉で提案後、令和5年3月、令和5年6月に交渉期限を延長して、交渉を重ねてきたが、運営面及び勤務制度面の課題があるとして合意に至らず、令和5年12月の小委員会交渉において、令和6年度の浄水場技能職員の夜間・休日体制について、新たな変形労働時間制を暫定措置として導入すること及び宿直制度の交渉期限を令和6年12月31日期限とすることとし、令和6年2月の本交渉において確認いただいた。

新たな変形労働時間制を導入した後、さまざまな職員の声に耳を傾けながら、検討を重ね、令和6年10月11日に従事時間等を一部見直した変則勤務型・宿直制度を提案し交渉してきたが、引継ぎ等の従事時間について意見があり、継続して協議を行っているものの、今年中には妥結する見込みがないため、当局としては令和7年2月末日を協議期限とする協議期限の延期をお願いしたいと考えている。

それでは、協議期限の延長について次のとおり提案する。提案文に沿って担当係長から説明させていただく。

<提案文読み上げ>

（局）

提案内容については以上である。それでは、労働組合の意見を伺いたい。

（組合）

ただいま、10月11日に新たな提案として出された変則勤務型・宿直制度における勤務時間及び宿直時間の見直しと、協議期限、実施時期の延期の提案を受けた。

今回の提案では、より業務実態にあわせた勤務時間とするよう提案内容を一部、見直したいとのことであるが、前回の提案内容である宿直中での引継ぎ業務に問題があっ

たという認識でよいか。

(局)

当初の案では、異常時対応に関する引継ぎは総合水運用センター勤務の技術職員と運転担当として従事している翌日のヒル勤務の技能職員との間で、8時45分からの勤務開始後に行うこととし、日常巡視点検に関する引継ぎは点検記録や日報等があることから、宿直業務に従事した技能職員と翌日のヒル勤務の技能職員との間で情報共有程度に行うことを想定していたため、宿直時間内に行うことができるものと考えていた。しかしながら、その後の職員との意見交換等を通じて、業務引継ぎを着実にを行うためには、宿直業務に従事した技能職員が、宿直終了後にこれまで対応した内容について日報等の引継ぎ資料を作成した上で、異常時対応及び日常巡視点検のいずれの引継ぎにも参加する必要があると判断したため、これらを行うための勤務時間を宿直後のアサの時間帯に設定することに変更した。

(組合)

夜間を含む勤務については、ヒル勤務とヨル勤務の後にインターバルを挟んで宿直となり、その後にインターバルを挟んで、朝の時間帯に再度勤務をして、1勤務の扱いとしているが、勤務形態として労基法上において問題はないのか。

(局)

この勤務形態については大阪南労働基準監督署及び淀川労働基準監督署にヒル勤務に引き続く一勤務として労基法上問題がないことを確認している。

(組合)

協議期限、実施時期の延期については、12月の末に勤務時間等の見直しが提案されている状況からすると、組合としても12月中の合意はありえないと考える。今回、協議期限については、2か月だけの延期であるが、今回の新たな勤務形態について、また、現在行っている変形労働時間制度でのシフト業務も含めた、当局が予定している異常時対応業務の定着に向けた取り組みでの職員の異常時対応への不安払拭の進捗状況などの検証、宿直での環境面や手当など、組合としても協議していかなければならない課題がまだまだ山積していると考えますが、当局の見解をきかせていただきたい。

(局)

異常時対応業務の定着に向けた取り組みについては、異常時対応業務の未経験者にかかる不安払しょくなどに向けた研修・OJT、実技訓練を行ってきたところであり、今後も引き続き各所属で異常時対応を想定した訓練を行う予定としている。これらにつ

いては7月の小委員会においても申し上げたが、小委員会交渉の場において、適宜、情報提供をさせていただく。また、今回の勤務時間の見直しや環境整備、手当などについても、短い期間ではあるが、小委員会交渉で協議をしていく

(組合)

変則勤務型・宿直制度における勤務時間及び宿直時間についての一部見直しについては、本日、新たに提案を受けたばかりであり、持ち帰り検討する。その上で、新たな勤務形態を含む宿直制度での多くの課題については、引き続き小委員会交渉で協議を行うこととし、本日の提案である、変則勤務型・宿直制度の実施時期の延期については了承していくこととする。

(局)

浄水場運転管理にかかる夜間異常時対応における勤務体制の見直しにかかる実施時期及び協議期限の延長についてご了解いただき、お礼申し上げます。すでに2年以上にわたり協議を重ねてきており、論点も絞られてきた状況であると考えられ、妥結にむけた最終局面の協議に差し掛かってきていると認識している。引き続き小委員会交渉において誠実かつ迅速に対応したいと考えているので、よろしく願います。

(局)

本日の交渉はこれで終了とする。